

令和8年度 立山町教育ローン等返済応援補助金 応募の手引き【認定申請用】

1. 目的

高等学校や大学等への修学に係る教育資金の融資等を受けた方に対し、就業後に返済する教育資金の一部を補助するとともに、若者の地元への定着を促し、立山町の未来を担う優秀な人材を育成及び確保することを目的としています。

2. 補助金交付までの流れ

時期	対象学校 入学	対象学校 在学中又は卒業後	対象学校を卒業して 立山町に居住し 就職後1年	立山町に居住し 就職2年目以降
行為	(1)融資を受ける	(2)認定申請 ・ 認定書受領	融資の返済	(3)補助金 交付申請 ・ 補助金受領

※補助金交付を受けるには、必ず対象学校（注）在学中又は卒業後に認定を受けてください。

3. 各段階での対象要件・提出書類など**(1) 融資等を受ける**

<対象となる融資契約取扱機関>

本町に本店又は支店のある金融機関、北陸労働金庫、(株)日本政策金融公庫、(独)日本学生支援機構、富山県などの立山町以外の公的機関

※カードローンは対象外です。

(2) 認定申請

<対象者>※下記の①～④の全てを満たす方となります。(ただし、平成29年度以降に対象学校（注）に入学した方)

- ① 令和8年4月1日時点で下記の対象学校（注）に在学する又は卒業した方
- ② (1)の融資契約取扱機関から融資等を受けることができた方
- ③ 町税を滞納していない方
- ④ 立山町奨学資金給与制度に定める奨学生ではない方（高校生のみ）

<対象学校（注）>

高等学校（中等教育学校の後期過程・特別支援学校の高等部を含む）、高等専門学校、大学（短期大学を含む・大学院を除く）、専門学校（修業年限2年以上に限る）

<提出書類>

- ① 教育ローン等返済応援補助認定申請書（様式第1号）
- ② 本人の在学証明書又は卒業証明書（写し可）
- ③ 融資契約取扱機関の契約書および返済計画（写し可）
- ④ 滞納がないことを確認できる書類（完納証明書など）

(3) 補助金交付申請

※(2)の認定を受けた方が就職後、立山町に居住し1年が経過してから始まります。

<対象者>※下記の①～⑤の全てを満たす方となります。

- ① (2)の認定申請を行った方
- ② 対象学校を卒業して就職後、本町に居住して1年以上経過し、引き続き本町に住所を有する方
- ③ 町民税の納税義務を担う方
- ④ 町税を滞納していない方
- ⑤ 融資契約取扱機関からの融資等の返済を滞納していない方

<提出書類>

- ① 本人の卒業証明書（2年目以降は提出不要）
- ② 本人の就労証明書
- ③ 本人が本町に1年以上住所を有していることを確認できる書類（住民票等）
- ④ 本人の所得課税証明書（毎年6月1日以降に発行）
- ⑤ 本人の滞納がないことを確認できる書類（完納証明書等）
- ⑥ 融資契約取扱機関に返済（保証料除く）したことが確認できる書類（通帳、振込依頼書、又は取扱機関が発行する証明書の写し等）

<補助金額>

◆補助金額…補助金交付の対象期間は、就職後1年後から最長10年間

対象学校（注）	対象学校卒業後の就職先	
	立山町米百俵基金にご寄付いただいた企業	左記以外の企業・事業所
高校、高等専門学校（1～3年生）、県内の大学、県内の専門学校、県内の高等専門学校（4年生以上）	前年度返済額の8割 （上限額20万円）	前年度返済額の7割 （上限額16.8万円）
県外の大学、県外の専門学校、県外の高等専門学校（4年生以上）	前年度返済額の8割 （上限額40万円）	前年度返済額の7割 （上限額33.6万円）

※交付が決定した後も毎年申請が必要です。

※「立山町米百俵基金」にご寄付いただいた企業に就職した場合、補助金額が増額となります。

4. 認定申請の応募期間

第1期 令和8年4月1日（水）から6月30日（火）まで

第2期 令和8年7月1日（水）から9月30日（水）まで

第3期 令和8年10月1日（木）から12月28日（月）まで

第4期 令和9年1月4日（月）から3月23日（火）まで

5. その他

- ・本制度と趣旨や対象を同じくする他の地方公共団体及び企業等の助成金と重複して申請することはできません。
- ・「立山町利子補給・保証金補給制度」において補助対象となった返済金の利子又は保証金は、本制度の補助対象外となります。

6. 申込みおよび問い合わせ先

立山町教育委員会 教育課 教育政策係（立山町役場3階）

【住所】〒930-0292 立山町前沢2440番地

【電話】076-462-9981（直通）【FAX】076-463-1923